児童学研究科 学位論文に係る評価の基準

▶ 学位論文に係る評価の基準

児童学研究科児童学専攻は、鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院『学位規程』第6条第7項に基づき、以下のように修士論文に係る評価の基準を定める。

1. 修士論文が満たすべき水準

修士論文は、ディプロマポリシーに基づき、以下の水準を満たすものとする。

- ① 児童学の主要な分節を構成する教育・心理・健康福祉・表現文化の各分野に関する研究であること。
- ② 児童の全体像を理解し、今日の児童をめぐる課題やその解決に向けて、理論的探究がなされた研究であること。

2. 審査の体制及び方法

修士論文の審査及び最終試験は、修士論文審査会で行う。

- ① 修士論文審査会の審査員は、研究指導教員のうち、当該学生の研究指導担当教員(1名)を主査とし、その他の研究指導教員(1名以上)を副査とし、修士論文の審査及び最終試験(口頭試問又は筆答試問)を行う。
- ② 修士論文審査会は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときに、その結果を速やかに児童学研究科 委員会に文書で報告する。

3. 審查項目

修士論文の審査及び最終試験においては、以下の項目について評価を行う。

- ① 研究方法が研究テーマにふさわしいものであること。
- ② 先行研究のレビューが適切に行われていること。
- ③ データの収集が適切かつ充分に行われていること。
- ④ データの分析が適切に行われ、客観性があること。
- ⑤ 文献の引用が正確になされていること。
- ⑥ 論旨に首尾一貫性があること。
- ⑦ 研究テーマと内容に、学問的及び社会的意義があり、独創性を有していること。
- ⑧ 修士論文にふさわしい文章力と説得力があること。
- ⑨ 論証のための図表等が適切に扱われているとともに、図表等の書式が適切に使われていること。
- ⑩ 研究方法が倫理的に適切であること。